

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び運営に係る実施要綱

1 趣旨

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）、及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 職員配置

(1) 条例第3条第1号ロの別に定める場合について

条例第3条第1号ロの別に定める場合は、以下の場合とする。

- ア 年度途中で子どもが転入してきた場合
- イ 年度途中で子どもが転出するのが分かっている場合
- ウ ア又はイに類するものとして知事が認める場合

(2) 保育に従事する者の数の算定

配置すべき保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別、利用時間別（3～5歳児）に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによる。

$$\text{必要配置数} = (0 \text{ 歳児} \times 1/3) + \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1/6\} + (3 \text{ 歳児} \times 1/20) + \{(4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}) \times 1/30\}$$

3 職員資格

(1) 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において学級担任を幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難な場合について

保育士の資格のみを有する者が次のアからウまでに掲げるいずれかの事項に該当するときは、条例第3条第2号ハの規定により、学級担任とすることができる。なお、学級担任とすることができる有効期間は原則として3年とする。

- ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（以下「大学」という。）、同法第108条第3項に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第27条の指定を受けた教員養成機関（以下「教員養成機関」という。）に在籍しているとき。
- イ 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を1年以内に受験した（受験の予定である）とき。
- ウ 教育職員免許法別表第8の幼稚園教諭2種免許状の項の第2欄に定める免許状を取得した後、同項の第3欄に定める最低在職年数を当該学校における教諭又は講師として勤務した場合におい

て、同項の第4欄に定める単位数を修得するために、幼稚園教諭の普通免許状に係る課程を有する大学、短期大学、教員養成機関又は放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学に在籍しているとき又は教育職員免許法別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定する講習を受講しているとき。

- (2) 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において満3歳以上の子どものうち2号認定の子どもの保育に従事する者を幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とするのが困難な場合

幼稚園の教員免許状のみを有する者が次のア又はイに掲げる事項のいずれかに該当するときは、条例第3条第2号ニの規定により、満3歳以上の子どものうち2号認定の子どもの保育に従事する職員とすることができる。なお、2号認定の子どもの保育に従事する職員とすることができる有効期間は原則として3年とする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に在籍しているとき。

イ 児童福祉法第18条の8に規定する保育士試験を1年以内に受験した（受験の予定である）とき。

- (3) 認定こども園の長について

認定こども園の長は、法施行規則第12条及び第13条の規定によるほか、以下の要件のすべてに該当する者であることを原則とする。

ア 子どもの教育及び保育について相当の知識及び経験を有する者であつて、子育て支援についても知識を有していること。

イ 社会的信望があり、かつ、認定こども園の運営を行うのに必要な熱意と識見を持っていること。

4 施設設備

- (1) 法第3条第3項の幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていない場合

法第3条第3項の幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）については、認定こども園の多様な機能を一体的に提供するため、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが原則であるが、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であつて、以下の要件のすべてを満たす場合は、この限りでない。

ア 法第3条第3項に規定する幼保連携施設（同条第4項第1号ロに該当する幼保連携施設を除く。）を構成する幼稚園及び保育所等の用に供される建物等が、子どもが通常徒歩により移動できる範囲であること。

イ 子どもの移動が精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。

ウ 認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等（法第3条第4項第1号ロに該当する幼保連携施設を除く。）に在籍している子どもが日常的に合同して活動することが可能であること。

エ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

オ 子どもに対する教育及び保育の提供に関して、定期的に情報交換の場を設ける等幼稚園及び保育所等の職員の連携が図られること。

(2) 給食の外部搬入

ア 基本的な考え方

給食は本来、子どもの発育段階及び健康状態に応じた離乳食及び幼児食並びに食物アレルギー及びアトピー等への配慮など、安全、衛生面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について認定こども園が責任をもって行えるよう認定こども園の調理室において、認定こども園の職員により行われることが原則であるが、認定こども園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、次のイからキまでに掲げる要件をすべて満たす場合、満3歳以上の子どもに対する給食の外部搬入を行うことができるものとする。

なお、この場合においても、当該業務に係る責任は認定こども園にあること。

イ 必要な設備について

外部搬入を実施する認定こども園においては、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。

ウ 栄養面での配慮について

保健所、市町等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。

エ 認定こども園の行う業務について

認定こども園は以下の業務を自ら実施すること。

- (ア) 受託業者（市町が設置する給食センター等を含む。以下同じ。）に対して、アの基本的な考え方の趣旨を踏まえ、認定こども園における給食の重要性を認識させること。
- (イ) 入園している子どもの栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
- (ウ) 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
- (エ) 毎回、検食を行うこと。
- (オ) 受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。
- (カ) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- (キ) 随時子どもの嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
- (ク) 適正な発育及び健康の保持増進の観点から、入園している子ども及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

オ 受託業者について

受託業者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 認定こども園における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うこと。
- (イ) 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められること。

- (ウ) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること。
- (エ) 調理業務に従事する者の半分以上は、当該業務について相当の経験を有すること。
- (オ) 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。
- (カ) 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施すること。
- (キ) 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないこと。

カ 業務の委託契約について

認定こども園が調理業務等を業者に委託する場合には、その契約内容、認定こども園と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

ただし、市町が設置する給食センター等が調理業務等を実施する場合は、この限りでない。

なお、その契約書には、オの(ア)、(エ)、(オ)及び(カ)に係る事項並びに以下の事項を明確にすること。

- (ア) 受託業者に対して、認定こども園側から必要な資料の提出を求めることができること。
- (イ) 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと認定こども園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても認定こども園側において契約を解除できること。
- (ウ) 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。
- (エ) 受託業者の責任で感染症又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため認定こども園に損害を与えた場合は、受託業者は認定こども園に対し損害賠償を行うこと。

キ 留意事項

- (ア) 入園している子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (イ) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。また、保健衛生面及び栄養面については、保健所等による助言及び相談に従うこと。なお、この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指すこと。
- (ウ) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること。食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。なお、食育に関しては、平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業として取りまとめられた「楽しく食べる子どもに－保育所における食育に関する指針－」（以下「保育所における食育に関する指針」という。）等を参考にし、食育に関する計画を作成すること。

5 教育及び保育の内容

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくこと。また、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数等が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮すること。

(1) 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対

する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能を一体として展開すること。

このため、認定こども園は、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味及び関心を育て、それらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにすること。

(2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

(1)に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次のアからエまでに掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むこと。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育の計画並びに指導計画について

ア 教育及び保育

(2)に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。

イ 留意事項

教育及び保育を一体的に提供するため、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々ごとに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。

- (ア) 認定によって異なる時間利用の子どもがいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (イ) 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (ウ) 家庭及び地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編成される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくことが望ましいこと。
- (エ) 受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。
- (4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成について
次のアからエまでに掲げる事項に留意すること。
- ア 満3歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。
- イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいthat深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。
- (5) 日々の教育及び保育の指導について
次のアからクまでに掲げる事項に留意すること。
- ア 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。
- ウ 1日の生活のリズム、利用時間等が異なる子どもが1つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に

従事する者の指導等を工夫すること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取り組みを行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があること、睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があること等から、一律とならないよう配慮すること。

キ 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 小学校教育との連携

次のアからウまでに掲げる事項に留意すること。

ア 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 小学校教育との連携及び接続においては、地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

6 保育者の資質向上等

次のアからオまでに掲げる事項に留意すること。

ア 教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

イ 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成、教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、認定こども園の実情に即して様々な工夫を行うこと。

ウ 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を促進すること。

エ 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような

子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。

その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成及び実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

オ 認定こども園の長には、認定こども園を1つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力及び地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

7 子育て支援

(1) 子育て支援事業の実施方法等

法施行規則第2条及び条例第3条第6号に規定する子育て支援事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 子育て支援事業について積極的に行うものとし、その種類及び実施回数については地域の需要に応えること。

イ 実施内容の決定及び変更にあたっては、地域の需要を的確に把握するとともに、あらかじめ市町と協議すること。

ウ 法及び条例に規定する子育て支援事業のほか、地域の需要に応じた多様な子育て支援を行うよう努めること。

(2) 特に留意すべき事項

ア 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。

イ 子育て支援事業としては、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談又は親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

ウ 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を養い、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

8 管理運営等

(1) 障害のある子ども等への対応等

認定こども園及び利用する子どもの状況等を勘案して必要な職員を配置するとともに、就学前教育、保健、福祉等の専門機関との連携に努めること。

(2) 「安定的かつ継続的な運営を確保する」についての考え方

条例第3条第7号(二)に規定する「安定的かつ継続的な運営を確保する」については、次のアからオまでに掲げる要件をすべて満たすものであること。

ア 原則として、認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、

(3)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

イ 認定こども園の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 直近の会計年度において、認定こども園を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

エ 認定こども園の事業開始年度を含めて、将来5年間の収支計画書及び資金計画書が適切であること。

オ その他安定的かつ継続的な運営を確保するために知事が必要と認めること。

(3) 不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合

ア 学校法人又は社会福祉法人が設置者の場合

(ア) 学校法人又は社会福祉法人が認定こども園を設置する場合には、当該認定こども園の用に供する土地について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(イ) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

(ウ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

イ 学校法人及び社会福祉法人以外の者が設置者の場合

(ア) 学校法人及び社会福祉法人以外の者が認定こども園を設置する場合には、当該認定こども園の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(イ) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

② 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(ウ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(エ) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

(オ) (エ)の1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）については、地上権及び賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営及び運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

(カ) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(4) 十分な情報開示

保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、認定こども園の設置者は、以下に関する情報等を提供するよう努めること。

また、情報提供に当たっては、保護者にわかりやすく伝える工夫や配慮も行うよう努めること。

ア 教育及び保育の目標及び理念

イ 教育及び保育のねらい及び内容の概要

ウ 開園日数及び時間、入園している子どもの1日の活動内容

エ 利用料

オ 施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

(5) 食育及び地産地消の推進

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期であることから、離乳食又は給食を通じて、一人一人に応じた適切な食事の取り方及び食材とのふれあい、食事の準備をはじめとする食に関する様々な生活体験によって豊かな人間性を育むことが必要である。

また、保護者においては、核家族化、少子化等により、食生活の知恵、調理技術、食文化の継承等が十分でないこともある。

これらのことから、食育の推進については、保育教諭、栄養士、調理員等園職員が連携・協力して食育を実践し、園児だけでなく保護者及び地域の子育て家庭への情報発信源となることが求められており、保育所における食育に関する指針等を参考に、各園が保育計画に食育を盛り込み、子どもの発育及び発達に応じた計画を作成するよう努めること。

また、保育所における食育に関する指針、「第2次三重県食育推進計画」における「みえの食生活指針」及び「食事バランスガイド」の活用により、食育実践の定着を図るとともに、給食等における地域の食材の使用、伝統的な食文化の体験、食物生産などに関わる人々との交流等を通して、入園している子どもの食を含めた地域に対する関心が深められるよう配慮すること。

(6) 子どもの健康及び安全の確保について

子どもの健康及び安全の確保については、学校保健法、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえ、換気、採光、保温などの環境衛生、健康診断、感染症等の疾病への対応、事故防止等に留意すること。

(7) 事故等が発生した場合の補償について

認定こども園は、(7)に掲げる子どもの健康及び安全の確保の内容を踏まえ、防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度又はそれと少なくとも同程度以上の保険への加入を通じて、補償の体制を整えること。

(8) 運営状況評価の実施及び結果の公表について

法第24条に規定する子どもの視点に立った運営状況評価の実施及び結果の公表については、以下のとおりとする。

ア 園は、施行規則第23条の規定による自己評価を行い、その結果を公表すること。

イ 園は、施行規則第24条の規定により関係者評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

ウ 園は、施行規則第25条の規定により外部評価を受けて、その結果を公表するよう努めること。

(9) 認定こども園である旨の表示について

認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

(10) 非常災害対策について

非常災害（震災、風水害、火災その他の災害）に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた具体的計画（非常災害発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めたもの）を策定し、その計画を定期的に全ての職員に周知すること。

また、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うこと。

(11) 子どもの人権擁護、虐待防止等のための措置について

子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備（責任者の設置等）を行うこと。
また、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施すること。

9 名称の使用制限

法第31条の規定により、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないこととされているが、認定こども園と紛らわしい名称とは、「認可こども園」「公認こども園」「認定子ども園」等の「認定」に類する語と「こども園」に類する語を組み合わせた名称が該当すること。

10 認定の申請

(1) 法第4条第1項に規定する認定の申請は、認定こども園認定申請書（第1号様式）により行うものとする。

(2) (1)の申請書には、当該認定に関し知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(3) (1)の申請書は、認定希望年月日の2月前までに、知事に提出するものとする。

11 削除

12 変更の届出等

(1) 法第29条第1項に規定する届出は、認定こども園認定申請事項等変更届出書（第2号様式）により行うものとする。

(2) (1)の届出書は、変更の日の1月前までに、知事に提出するものとする。

(3) 施行規則第28条第1号に規定する知事が定める数は、次のアからエまでに掲げる施設の区分に応じ、それぞれアからエまでに定めるとおりとする。

ア 条例第2条第1項第1号イに規定する幼稚園型認定こども園である幼稚園 当該幼稚園の収容定員に100分の10を乗じて得た数

イ 条例第2条第1項第1号ロ（ロ）に規定する幼稚園型認定こども園のうち当該認定こども園を構成する幼稚園 当該幼稚園の収容定員に100分の10を乗じて得た数

ウ 条例第2条第1項第3号に規定する地方裁量型認定こども園である認可外保育施設 当該認可外保育施設の入所定員に100分の10を乗じて得た数

(4) 施行規則第28条第2号に規定する知事が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

13 報告の徴収等

- (1) 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（第3号様式）により行うものとする。
- (2) (1)の報告書には、当該報告に関し知事が必要と認める書類を添付するものとする。
- (3) 施行規則第29条に規定する知事が定める日は、毎年度終了後2月を経過した日とする。
- (4) 施行規則第29条第2号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。
 - ア 職員配置に関すること。
 - イ 職員資格に関すること。
 - ウ 施設設備に関すること。
 - エ 教育及び保育に関すること。
 - オ 保育者の資質向上等に関すること。
 - カ 子育て支援に関すること。
 - キ 管理運営等に関すること。
- (5) 施行規則第29条第3号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。
 - ア 教育及び保育の目標及び主な内容に関すること。
 - イ 子どもの1日の活動内容に関すること。
 - ウ 利用料に関すること。

14 廃止又は休止

- (1) 条例第5条第1項に規定する申請書は、認定こども園廃止（休止）承認申請書（第4号様式）により行うものとする。
- (2) 条例第5条第2項に規定する届出書は、認定こども園廃止（休止）届出書（第5号様式）により行うものとする。
- (3) (1)の申請書は、廃止又は休止の日の1月前までに、知事に提出するものとする。

15 提出部数

認定の申請、認定の有効期間の更新の申請等に関する提出部数は、認定の申請においては2部（正1部、副1部）とし、それ以外は1部とするものとする。

16 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| 附 | 則 | この要綱は、平成18年10月24日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成22年12月3日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成27年10月27日から施行する。 |